

事後審査型一般競争入札共通事項書

第 1 本書で定める事項は、荒尾市が実施する事後審査型条件付一般競争入札について適用する。

第 2 書面による入札参加

電子入札システムを利用して行う入札に、書面による入札により参加しようとする者（電子入札システムの利用者登録を行った者に限る。）は、荒尾市電子入札（建設工事・建設コンサルタント業務）運用基準の規定により、あらかじめ、市に紙入札移行承認願を提出し、承認を受けなければならない。

第 3 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

1 入札に参加する者は、入札参加届出書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

なお、予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事については、第 21 の 2 に掲げる事項に留意すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱（平成 24 年告示第 60 号）及び荒尾市競争契約入札心得（平成 7 年告示第 34 号）第 2 条の 2 の規定に基づき入札参加資格審査申請書の提出がなされ、入札公告に示す建設工事の種類に係る入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査が修了し、結果の通知を受けていること。
- (4) 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 7 年告示第 37 号）に基づく指名停止期間中又は荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成 24 年告示第 36 号）に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状況が著しく不健全でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、(2) に掲げる入札参加資格に係る審査に基づく認定を受けていること。
- (7) 入札公告に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連ある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する更生手続が存続中の会社（以下「更生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

（ア）会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

他の会社の役員又は同一の個人が所有している議決権の数の割合が議決権の総数に対して 100 分の 50 以上である会社同士の場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す格付等級の認定を受けているか、経営事項審査の総合評定値（審査基準日が入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属するもので最新のもの）が入札公告に示す要件を満たしていること。

(10) 営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。なお、「営業所」とは、法第 3 条第 1 項に定める営業所（入札公告に示す建設工事の種類に係る建設業の許可を有するものに限る。）をいう。「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表又は別紙二に示された「主たる営業所」をいい、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所で、通常は本社、本店を指す。

2 入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、入札公告に示す施工実績、配置予定技術者に関する事項及びその他の条件をすべて満たさなければならない。

なお、配置予定技術者は、施工中の他の工事に従事していないことを原則とするが、他の工事に従事している場合は、当該工事の現場施工に着手する日の前に他の工事の完成検査が終了しているその他の事由により、確実に当該工事に従事できる見込みであればよい。

また、配置予定技術者については、法第 7 条第 2 号（特定建設業許可を有する者にあつては法第 15 条第 2 号）の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者（以下「営業所専任技術者」という。）でない者とする。ただし、入札公告に示す工事が、以下の(1)から(3)のすべての要件を満たす場合は、この限りでない。

(1) 請負金額が建設業法施行令第 27 条第 1 項に掲げる金額未満の場合で竣工時まで契約金額が当該金額を超える見込みがない場合

(2) 勤務する営業所において請負契約が締結された場合

(3) 現場と営業所が近接し、常時連絡を取りうる体制にある場合

3 入札後に競争参加資格を満たさなくなったとき（同一の技術者を重複して複数工事の配置予

定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときを含む。)は、直ちにその旨の申し出を行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらずその旨の申し出を行わなかった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

第4 競争参加資格の確認に必要な提出書類

1 競争入札に参加しようとする者は、(9)により入札公告に定める書類があるときは、当該書類を提出しなければならない。

第14により落札候補者となった者は、次に掲げる(2)から(9)のうち入札公告において指定する書類を提出しなければならない。ただし、開札の結果、複数の工事について落札候補者となった場合において、入札公告に示す要件を満たす配置予定技術者を専任で配置できなくなった場合には、提出してはならず、第2の3に掲げる競争参加資格を満たさなくなったものとして取り扱う。

(1)入札参加届出書(別記様式1。以下「届出書」という。)

(2)競争参加資格確認申請書(別記様式2の1。以下「申請書」という。)

(3)入札公告に示す営業所の所在地が荒尾市以外の地域を含む場合は、当該営業所の所在地を証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可申請書の別表又は別紙二の写し。ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し(別表又は第二面を含む。)

(4)入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書(最新のものに限る。)の写し

(5)同種工事の施工実績調書(別記様式3。以下「実績調書」という。)及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」(以下「CORINS」という。)に登録されている竣工時カルテの写し。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し(当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。)

その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し等)

(6)配置予定技術者の資格及び施工経験調書(別記様式4。以下「資格等調書」という。)及びその記載内容を証するため必要な次に掲げる書類

なお、入札公告に示す施工経験が「なし」の場合は、「工事名称等」及び「工事概要」欄は記載不要とする(別記様式4の2)。

ア CORINSに登録されている竣工時カルテの写し。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時カルテに代えて、契約書の写し(当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。)及び現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控えの写し

また、現場代理人又は主任(監理)技術者以外の役職で従事し、CORINSの竣工時カルテで確認できない場合は、当該工事の施工体系図、組織図等配置予定技術者が当該工事に従事したことがわかる書類の写し

その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類(設計図書のう

ち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあつては建築基準法に基づく検査済証の写し等)

イ 入札公告に掲げる資格等を有することを証する書類（免許・資格者証、国土交通大臣の認定書、監理技術者資格者証、監理技術者講習終了証等の写し、若しくは、実務経験証明書又は指導監督的実務経験証明書等及び卒業証書等の写し（10年未満の経験者の場合））

ウ 審査基準日以前3カ月間の雇用関係を監理技術者資格者証の写しにより確認できない場合は、健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し

エ 荒尾市以外の地域に主たる営業所を有する者は、営業所専任技術者でないことを証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可に係る許可申請書に添付されている専任技術者証明書の写し。ただし、許可を受けた後に、営業所専任技術者に変更があった場合は、当該専任技術者証明書の写し又は変更届出書に添付されている専任技術者証明書の写し

(7)配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等調書（別記様式4の3）及びその記載内容が確認できる契約書の写し等（配置予定技術者が他の工事に従事していない場合は、提出不要とする。）

(8)役員及び株主（出資者）調書（別記様式5。以下「役員等調書」という。）

(9)上記(1)から(8)のほか、入札公告において定める書類

2 提出書類作成に係る留意事項

1の(5)及び(6)については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。件数は、入札公告に特別な定めがない限り、各1件とする。

第5 届出書、申請書等の提出方法

(1)届出書等の提出方法

競争入札に参加しようとする者は、届出書等（第3の1の(1)から(8)のうち入札公告において指定する書類）を入札公告に示す期間中に入札公告に示す入札・契約担当へ持参すること。提出された届出書等の受付については、内容を確認したあと入札参加届出書受付通知書（別記様式6）により受付したことを入札公告に示す期間までに通知する。

(2)申請書等の提出方法

落札候補者は、申請書等（第3の1の(2)から(8)のうち入札公告において指定する書類）を入札公告に示す期間中に入札公告で示す場所へ持参すること。

(3)その他

ア 届出書及び申請書を書面により提出する場合は、押印すること。

イ 申請書等を期限までに適切に提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、落札者として決定されない。

ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

エ 提出書類は、返却しない。

オ 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。

カ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

キ 荒尾市は、提出書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

第6 設計図書の閲覧及び配布

設計図書は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧及び配布する。

第7 質問書の提出及び回答

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により提出すること。
- 2 当該質問に対する回答は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧に供する。

第8 低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の設定

地方自治法施工令第167条の10第1項の規定に基づき、あらかじめ低入札価格調査の対象となる基準価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）及び失格判断の対象となる基準価格（以下「失格基準価格」という。）を設定する。

第9 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第10 入札方法等

- 1 入札に参加する者は、電子入札システムにより、入札公告に示した入札期間中に入札すること。書面による入札の場合は、入札書を紙入札移行承認願（市の承認印のあるもの）の写しとともに、入札公告に示した開札日時に、入札公告に示した場所へ持参すること。
- 2 落札者決定に当たっては、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は、1回とする。

第11 工事費内訳書の提出

- 1 入札に際し、入札書に記載される金額と一致した工事費内訳書を添付すること。
- 2 電子入札システムによる入札の場合は、入札書とともに工事内訳書を添付する。書面による入札の場合は、入札公告に示した開札日時に、入札公告に示した場所へ持参すること。
- 3 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- 4 工事費内訳書の提示がない場合は、入札を無効とする。また、工事費内訳書等に不備等がある場合も無効となる場合があるので注意すること。

第12 開札及び立会人の選定

- 1 電子入札システムにより入札する者を除き、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- 2 開札後、電子入札システムにより入札した者に対し、落札保留通知を送付する。また、書面

により入札した者に対しては、直ちに落札保留の旨を宣言する。

第 13 入札の無効

荒尾市競争契約入札心得（平成 7 年告示第 34 号）第 8 条に該当する入札、届出書、申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

第 14 落札候補者の決定方法

- 1 開札後、荒尾市契約規則第 14 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。ただし、第 7 により低入札価格調査基準価格を設けている場合に、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合については、落札候補者を保留し、荒尾市建設工事低入札調査実施要綱（平成 14 年 3 月 29 日告示第 40 号）に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。ただし、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者については失格とし、当該入札を行った者については、低入札調査を行わないものとする。
- 2 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に落札候補者となるべき者が同額入札により複数いる場合は、落札者として決定されなかった落札候補者を除き、電子入札システムによる電子くじにより落札候補者を決定する。

第 15 競争参加資格の確認、落札者の決定

- 1 落札候補者の競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を落札者決定通知（別記様式 7）により入札参加者全員に通知する。
- 2 落札候補者に競争参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争参加資格確認通知書（別記様式 8）によりその旨を通知し、次に低い価格を提示した者から順に申請書等の提出を求め、競争参加資格の確認できた最初の者を落札者とする。また、落札候補者から要件を満たす技術者を専任で配置できないことを理由に辞退の申し出がなされたときも、同様とする。

第 16 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで契約担当課（室）において閲覧に供するとともに、入札情報公開サービスシステムに掲載する。

第 17 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、荒尾市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、入札公告に示した期間内に、入札公告に示した場所へ、書面（別記様式 9）を提出することにより説明を求めることができる。
- 2 説明要求に対する回答は、入札公告に示した日までに書面（別記様式 10）により回答する。

第 18 配置予定技術者

落札者は、第 4 の提出書類に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。なお、

入札公告において技術者の専任を求められている場合は、当該技術者は専任の者としなければならない。工事現場における技術者の専任期間については、管理技術者制度運用マニュアル（平成 28 年 12 月 19 日国総建第 349 号）による。この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更前に配置していた技術者が得た得点と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置しなければならない。

第 19 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、荒尾市工事請負契約約款（平成 24 年告示第 65 号）によるものとする。

第 20 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 5 日以内に、苦情処理要綱に基づき苦情を申し立てることができる。

第 21 予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事に係る留意事項

- 1 予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条に規定する市議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、市議会の議決後、本契約となる。
- 2 落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が第 2 に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかった場合においても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わないものとする。

第 22 その他

- 1 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 この共通事項書及び入札公告に記載する日時、日数、期間については、荒尾市の休日を定める条例（平成 3 年第 13 号）第 1 条に規定する荒尾市の休日を含まず、午前 9 時から午後 5 時までとする（入札情報公開サービスシステム及びホームページを除く）。
- 3 入札参加者は、荒尾市競争契約入札心得及び荒尾市工事請負契約約款を遵守するものとする。

附 則

この共通事項書は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この共通事項書は、平成 25 年 8 月 1 日から施行し、施行日以降に公告が行われたものから適用する。

附 則

この共通事項書は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、施行日以降に公告が行われたものから適用する。

附 則

この共通事項書は、令和 2 年 8 月 25 日から施行し、施行日以降に公告が行われたものから適用する。

(別記様式1)

年 月 日

入 札 参 加 届 出 書

荒尾市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

下記の工事に係る入札に参加したいので、届け出ます。

なお、入札公告に掲げられた条件を満たしていること並びにこの届出書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日 年 月 日

- 2 工事番号 第 ー ー ー 号
工事名 工事

- 3 工事場所 地内

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

荒尾市長

様

住 所

商号及び名称

代表者氏名

㊞

下記の工事に係る競争参加資格について確認されたく、所定の書類を添えて申請します。

なお、入札公告に掲げられた条件を満たしていること並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日 年 月 日

2 工事番号 第 ー ー ー 号

工事名 工事

3 工事場所 荒尾市 地内

問い合わせ先

部 署 : 支店 部 課

担 当 者 :

電話番号 :

年 月 日

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

荒尾市長 様

(共同企業体の場合 代表者)
住 所
商号及び名称
代 表 者 氏 名 ㊟

(共同企業体の場合 構成員 2)
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ㊟

(共同企業体の場合 構成員 3)
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ㊟

【単体の場合】

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ㊟

下記の工事に係る競争参加資格について確認されたく、所定の書類を添えて申請します。

なお、入札公告に掲げられた条件を満たしていること並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日 年 月 日

2 工事番号 第 ー ー ー 号
工事名 工事

3 工事場所 地内

問い合わせ先

部 署 : 支店 部 課

担 当 者 :

電 話 番 号 :

(別記様式3)

同種工事の施工実績調書

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等	単体 / J V (出資比率：)
工 事 概 要	工 事 内 容	
	CORINS登録	有 ・ 無

(別記様式4の1)

配置予定技術者の資格及び施工経験調書

会社名：

配置予定技術者の氏名		
最終学歴	年卒業	
法令による資格・免許等		
工事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体 / J V (出資比率： %)
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他 ()
工事 概 要	工 種	
	工事内容	
	CORINS登録	有 ・ 無

注：入札公告に示す施工経験が「なし」の場合は、「工事名称等」及び「工事概要」欄は記載不要

(別記様式 4 の 2)

配置予定技術者の資格及び施工経験調書

会社名：

配置予定技術者の氏名	
最終学歴	年卒業
法令による資格・免許等	

注：特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者について記述すること

(別記様式 4 の 3)

配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等調書

会社名：

申請時における他工事の従事状況等	工 事 名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体 / J V (出資比率： %)
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他 ()
	当該工事と重複する場合の対応措置	(例)当該工事の着手日より前の 年 月 日に完成検査が終了する予定であるため、当該工事に従事可能。
	CORINS登録	有 ・ 無

(別記様式5)

役員及び株主(出資者)調書

会社名:

1 役員一覧

	役職名	氏名	氏名カナ	性別	生年月日	住所	他の建設会社・コンサルタント会社等の役員就任状況
1							
2							
3							
4							
5							

※役員とは、会社法第329条第1項によって定義される者であり、通常は監査役・会計参与・監事等を含む。ただし、監査法人は記載不要とする。

※「他の建設会社・コンサルタント会社等の役員就任状況」の欄には、ある場合は会社名及び役職、ない場合は「なし」と記載すること。

2 株主(出資者)一覧

	所有株数 又は出資の価額	株主(出資者)名	氏名カナ	性別	生年月日	住所	他の建設業者・コンサルタント会社等の役員就任状況又は建設業許可番号
1							
2							
3							
4							
5							

計 ※左欄には総株数を記載すること

※株主(出資者)一覧には、総株主の議決権の100分の5以上を所有する株主、又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者を記載すること。

※「株主(出資者)名」欄には、個人の場合はその氏名、法人の場合はその商号・名称を記載する。尚、法人の場合は「性別」「生年月日」欄の記入は不要。

※「所有株数又は出資の価額」の欄には、「株」又は「円」の相応した単位を必ず付すること。

※役員一覧、株主(出資者)一覧の記入欄が不足する場合は、適宜欄又は頁を追加して記載すること。

様

荒尾市長

入札参加届出書受付通知書

さきに届出のあった、工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事番号第 ー ー ー 号
- 3 工事名 工事
- 4 工事場所 地内
- 5 工期 年 月 日まで
- 6 競争参加資格の有無 有 ・ 無
- 7 予定価格 一金 円 (消費税及び地方消費税を含む)
- 8 入札に当たっての注意事項

(1) 荒尾市競争契約入札心得その他関係規定を承知の上、入札してください。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載してください。

(3) 入札時に必ずこの通知書の写しを提出してください。(提出のない場合、入札に参加できません。)

(4) その他、注意事項を承知のうえ、入札してください。

(別記様式7)

荒契検第 号
年 月 日

様

荒尾市長

落札者の決定について（通知）

年 月 日に実施した入札について、下記のとおり落札者が決定しましたので通知
します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 落札者

- 5 落札金額

様

荒尾市長

競争参加資格確認通知書

さきに申請のあった、 工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事番号 第 ー ー ー 号
- 3 工事名 工事
- 4 工事場所 地内
- 5 競争参加資格の有無 有 ・ 無
- 6 競争参加資格がないと認めた理由

競争参加資格がないと通知された場合は、荒尾市長に対して競争参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに荒尾市役所総務部契約検査室へ、その旨を記載した書面（別記様式9）を提出してください。

(別記様式9)

年 月 日

競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書

荒尾市長

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(電話番号)

㊟

- 1 競争参加資格がないと認められた対象の工事名
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項

様

荒尾市長

競争参加資格がないと認めた理由の説明書（回答）

1 競争参加資格がないと認めた対象の工事名

2 申請者の不服内容及びその根拠となる事項を踏まえての見解